

○職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）（抜粋）

改正後	改正前
(給料) 第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第八条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十三条の二第四項及び第五項の規定による手当を含む。第二十三条第一項及び第二項において同じ。）、へき地手当（第十三条の三第五項及び第六項の規定による手当を含む。）、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。 2 略 (初任給、昇格、昇給等の基準) 第五条 略 2 7 略 8 <u>次の各号に掲げる</u>職員の第六項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 <u>一 五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日後最初に到来する四月一日以降に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> <u>二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表（教育職給料表（二）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、海事職給料表及び福祉職給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員</u> 9 12 略	(給料) 第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第八条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十三条の二第四項及び第五項の規定による手当を含む。第二十三条第一項において同じ。）、へき地手当（第十三条の三第五項及び第六項の規定による手当を含む。）、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。 2 略 (初任給、昇格、昇給等の基準) 第五条 略 2 7 略 8 <u>五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日後最初に到来する四月一日以降に在職する</u>職員の第六項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 9 12 略

(初任給調整手当)

第八条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 一 医師又は歯科医師である職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 ~~三十一万円~~

二・三 略

2・3 略

(扶養手当)

第九条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、~~次項第一号から第五号~~までのいずれかに該当する扶養親族(以下「~~扶養親族である父母等~~」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(削る。)

- 一 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
- 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
- 三 六十歳以上の父母及び祖父母
- 四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、~~前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)~~については一人につき一万三千円、~~扶養親族である父母等~~

(初任給調整手当)

第八条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 一 医師又は歯科医師である職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 ~~三十万九千二百円~~

二・三 略

2・3 略

(扶養手当)

第九条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、~~次項第一号及び第三号から第六号~~までのいずれかに該当する扶養親族(以下「~~扶養親族である配偶者、父母等~~」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 ~~(以下「行九級以上職員等」という。)~~に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 ~~配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)~~

- 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
- 三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
- 四 六十歳以上の父母及び祖父母
- 五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、~~扶養親族である配偶者、父母等~~については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級である

については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）とする。

4 扶養親族である子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条 削除

もの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）（前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円とする。

4 扶養親族である子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（新設）

第十条 新たに職員となつた者に扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事情が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合（行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行ふものとす

る。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級以上職員等が行九級以上職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級以上職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級以上職員等以外のものが行九級以上職員等となつた場合

六 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものが

以下 略

以下 略

七 職員の扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るもののうち特
定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

ある職員で行八級職員等及び行九級以上職員等以外のものが行八級職員等
となった場合